

# 新城市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

## 第1 趣旨

この方針は、新城市内の公共建築物等の整備における積極的な木材の利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する愛知県の基本方針（平成23年6月17日公表）に即して必要な事項を定める。

## 第2 目的

この方針によって、公共建築物等の整備のために用する木材の需要を確保することにより、適切な供給及び利用を通じた林業の持続的かつ健全な発展が図られ、それが森林の適正な整備及び木材の自給率の向上につながることを目的とする。

## 第3 基本的事項

### 1 木材の利用を促進する公共建築物

この方針における公共建築物は、市内に整備される法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く市民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

### 2 市の責務

市は、法第4条に規定する市の責務をふまえ、自ら率先してその整備する公共建築物において市内の山林から素材生産された木材を優先した利用に努める。

### 3 遵守する規程等

市が公共建築物等を整備する際には、新城市森づくり基本条例（平成21年条例第18号）及び、「新城市森づくり基本計画」、「新城市環境基本計画」、「新城市地球温暖化対策実行計画」、「新城市グリーン購入推進指針」を遵守することとする。

## 第4 木材の利用の目標

### 1 公共建築物の木造化

公共建築物を整備する場合は、建築基準法その他法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物（高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下）について、木造化することが困難あるいはなじまない場合を除き、原則として木造化する。

### 2 公共建築物の木質化

公共建築物を整備する場合は、木造・非木造にかかわらず、直接市民が利用する機会が多い部分を重点に、木質化が適切と判断される場合、内装等の木質化を推進する。

### 3 公共施設に係る工作物

市が整備する公共施設に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

### 4 備品及び消耗品

市が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努める。

## 第5 木材の利用の促進に必要な事項

### 1 木材の利用に関する事項

公共建築物等の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で地域材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

- (1) 設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意すること。
- (2) 備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断すること。
- (3) 暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努め、またその際には、燃料の調達に要するコストのほか、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮すること。
- (4) 法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについて、木造・木質化が進められるように働きかけること。

### 2 木材の供給に関する事項

公共建築物の整備においては、木材の適切な供給確保を図るため、市は、林業・木材産業等の関係団体と連携して木材の需要と供給に関する情報の共有化に努める。

### 附則

この方針は、平成24年6月1日から施行する。